

工事請負契約書

注文者 _____ (以下甲という) と請負者 _____ (以下乙という) とは _____ 工事について、次の通り工事請負契約を締結します。

第1条 甲と乙は、以下の各条項及び、裏面記載の工事請負約款及び添付の見積書、仕様書に基づき _____ 工事請負契約を締結しました。

第2条 工期は次のとおりとします。但し、やむを得ない事由または、材料輸出国の情勢、国内外の輸送機関、材料会社の都合、通関上、天候、官庁の指導による変更、近隣住民との問題等の事由のあるときは、遅延する場合があることを甲は無条件で認めるものとします。また、契約後の変更については、それに要する工期の延長を認めるものとします。

着工		_____年	_____月	_____日	予定	
完成	工事着工日より	_____日	_____年	_____月	_____日	予定
引渡	完成の日から	_____日	_____年	_____月	_____日	予定

第3条 本契約に追加・変更工事があったときは、別途建築工事の追加・変更請負契約書を締結し、注文請書を作成するものとします。また本契約に官庁、行政機関からの指導等による変更が必要なときは、甲乙協議の上、別途建築工事の追加・変更請負契約書を締結し、注文請書を作成するものとします。なお、支払時期については、追加変更契約の締結時とします。

第4条 建物の引き渡しは、工事代金の完済と同時に、乙の定めた書面をもっておこなうものとします。

第5条 工事請負代金は 金 _____ 円 (消費税別)
取引に係る消費税額 金 _____ 円
合計額 金 _____ 円
建築地の地耐力検査費用及び基礎等の補強が必要な場合の費用は、甲の負担と致します。負担なき場合、乙は基礎不同沈下に関して免責となります。

第6条 1. 甲は、前条の工事代金を次のとおり分割して乙に支払うものとします。
(1) 契約金 金 _____ 円 _____ 年 _____ 月 _____ 日
(2) 着工金 金 _____ 円 _____ 年 _____ 月 _____ 日
(3) 中間金(1) 金 _____ 円 _____ 年 _____ 月 _____ 日
(4) 中間金(2) 金 _____ 円 _____ 年 _____ 月 _____ 日
(5) 竣工金 金 _____ 円 _____ 年 _____ 月 _____ 日
2. 甲は、代金が完済するまでの間、金融機関等の代金を金融機関等のつなぎ融資を利用し乙に支払うことを無条件で承認します。また、その間かかる金利は甲の負担と致します。
3. 支払い方法は、下記銀行振込とし、振込受取書を持って領収書にかわるものとします。

第7条 金融機関等を利用する場合、甲にかわり乙が直接代理受領する事を甲は予め承諾します。引渡し時もしくは、入居時までに甲が工事請負代金を完済出来ない乙が認める場合、甲は乙または乙の指定する金融機関と、工事請負代金の残額を支払いの目的とする乙指定の準金銭消費貸借契約または、乙指定の金銭貸借契約を無条件で締結し、第4条の引渡しを受けるものと

します。
この場合甲は、甲の負担すべき利息の支払いを担保するため、乙指定の額を予め乙に供託することとします。

第8条 本契約の工事請負代金による有効着工期限は、_____年 _____月 _____日までとします。事由の如何を問わず明らかに有効期限を越える場合は、その時点の乙の定める価格にて再契約を行うこととします。

第9条 注文者が複数の場合、各注文者は本契約を連帯して履行するものとします。本契約成立の証として本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印し、各自1部ずつ保管します。

第10条 住宅瑕疵担保責任保険は、_____の住宅瑕疵担保責任保険に加入する。乙は、_____が定める施行基準に適合するよう施行し、または施行させ、乙の保険加入を証明するために甲に付保証明を渡すものとする。

第11条 本物件工事中に、甲、乙に不測の事態が起こり、本工事が完遂できないと甲、乙、または双方の保証人が判断した場合、甲、乙、または双方の保証人が本工事までの責務を負うものとし

第12条 尚、不測の事態の場合、甲、乙、または双方の保証人が合意に至った場合においては、その時点までの出来高で、本契約を解除できるものとします。なお、出来高については、甲、乙、または双方の保証人が協議して判断するものとします。

_____年 _____月 _____日

注文者(甲)住所・氏名

印

印

請負者(乙)住所・氏名

愛媛県松山市平井町甲3番地1

有限会社アーキテクト工房 Pure 代表取締役 高岡 文紀

印